

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 22 年 4 月 30 日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 3 号

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市都市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「本市」の右に「の区域内」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(建設局水と緑環境部緑政課)